

2023年10月から
インボイス制度がスタート！

令和5年度
税制改正対応版

令和5年度
税制改正対応版

中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策 [第3版]



中小企業・小規模事業者のための インボイス制度対策 [第3版]

大切な
ポイントが
わかる！

請求書

東京商店(株) 御中
2023年10月分

(株)大阪商事
登録番号 T1234...

10月15日	割りばし	550円
10月15日	牛肉※	5,400円
...	...	...
合 計		43,600円
(10%対象)	22,000円	消費税 2,000円
(8%対象)	21,600円	消費税 1,600円

※は軽減税率対象

はじめに

2019年(令和元年)10月より消費税(以下、地方消費税を含む)の軽減税率が導入されたことに伴い、2023年(令和5年)10月1日から「**適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)**」が導入される予定です。一般消費者に直接的な影響がないこともあり、軽減税率の導入時に比べれば大きく取沙汰されていませんが、事業者は大きな影響を受ける可能性があります。

インボイス制度とは、適格請求書(以下、インボイス)と呼ばれる一定の要件を満たす請求書のやりとりを通じ、インボイスを受け取った者のみ、消費税の仕入税額控除をできるようにする制度です。インボイスには、従来の請求書の記載内容に加えて、登録番号や適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要ですが、インボイスを発行するには、税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と登録番号の発行を受ける必要があります。

では、インボイス制度が始まると、どのようなことが起こるのでしょうか。

まず、**自社がインボイスを発行できないと、販売先は仕入税額控除ができません。消費税の負担が増えるため、取引を見直す可能性があります。**

また、**仕入先がインボイスを発行しないと、その分の仕入税額控除ができないため、自社の消費税負担が増える可能性があります。**

こうした事態を避けるため、インボイス制度について、よく理解することが大切です。本書ではインボイス制度について、多くの図解や計算例を示しながら、わかりやすく解説しています。

本書が、インボイス制度への準備の一助となれば幸いです。

インボイス登録申請のスケジュール

令和5年度
税制改正

2023年(令和5年)10月1日からインボイスを発行するには、原則2023年(令和5年)3月31日までに登録申請を済ませる必要がありますが、2023年(令和5年)4月1日以降でも可能となりました。また、令和5年度税制改正により、2023年10月2日以後の日に登録を希望する場合に、登録希望日(申請書提出日から15日以後の日)から登録を受けることが可能となりました。

登録申請は2021年(令和3年)
10月1日から始まっています

2023年4月以降でも
可能となりました

2023年10月2日以降でも
登録希望日に登録が可能
となりました

2021年(令和3年)
10月1日

2023年(令和5年)
3月31日

2023年(令和5年)
10月1日

登録申請の受付開始

インボイス制度の開始

※本冊子は2023年2月末時点の情報を基に作成しています

本書の見方・使い方

本書は、3つのタイプの読者を想定し、各ページに、該当するタイプの色タグを付しています。該当するタグの付いたページを読み進めると、対応すべきことがわかるようになっていきます。

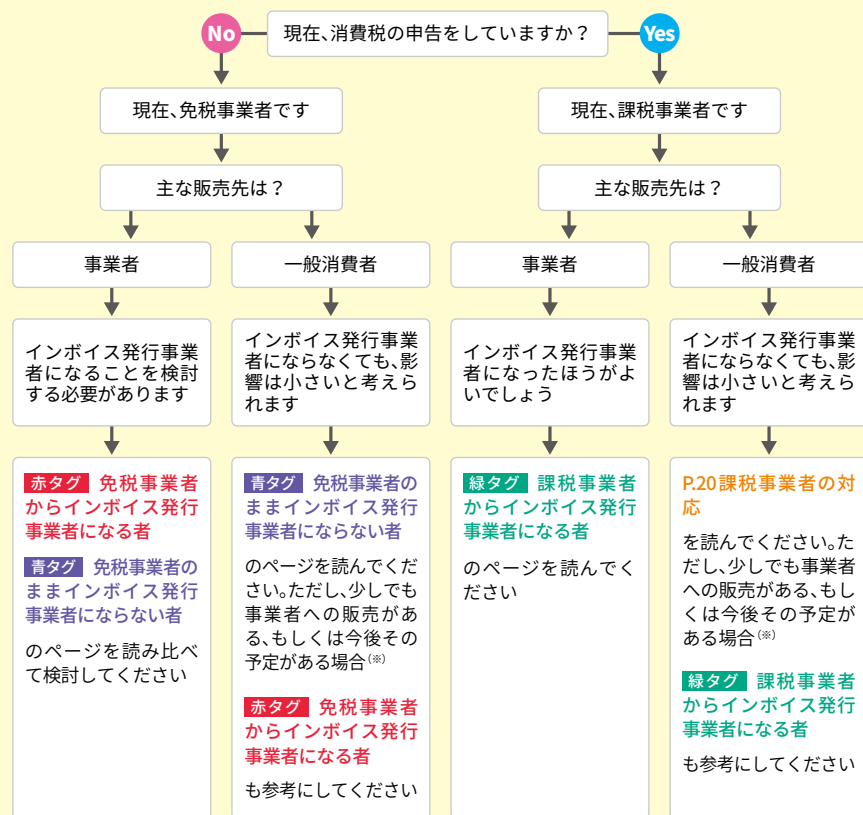
赤タグ：免税事業者からインボイス発行事業者になる者

緑タグ：課税事業者からインボイス発行事業者になる者

青タグ：免税事業者のままインボイス発行事業者にならない者

今後インボイス発行事業者になるかどうか、まだ決めていない方は、以下のフローチャートを試してみて、導かれた色タグのページを読み進めるとよいでしょう。

あなたはどのタイプの事業者？



目次

はじめに	02	R5改正
I 消費税制度とインボイス制度の基礎知識		
①消費税の仕組み	06	
②インボイスの概要	09	
II 免税事業者の対応・課税事業者の対応		
①免税事業者の対応	12	
②本則課税・簡易課税の選択	14	
③免税事業者が取り得る選択肢の利益比較	16	
④免税事業者がインボイス発行事業者になる場合の負担軽減措置	18	R5改正
⑤課税事業者の対応	20	
III インボイス発行事業者への登録手続		
①インボイス制度導入に向けた準備	22	
②インボイス発行事業者の登録申請	23	
③免税事業者から課税事業者になる際の経過措置	24	
IV インボイス導入に向けた具体的な対応		
①インボイスの記載事項	26	R5改正
②インボイス発行事業者の留意点	31	
③インボイス受領者の留意点	33	R5改正
④電子帳簿保存法への対応	35	R5改正
⑤端数処理のルール	38	
V 消費税の納付		
①売上・仕入に係る消費税額の計算方法	40	
②仕入税額控除の経過措置	41	
③消費税の納付方法	42	
VI インボイス導入の際の注意点と経営力強化		
①インボイスを発行できない事業者への対応	44	
②インボイス非登録事業者と取引する場合の損益への影響	46	
③資金繰りに注意	47	
④インボイス導入を契機とした経営の見直し	48	
⑤価格表示のルール	49	
インボイス制度 理解度チェックリスト	50	
参考サイト	52	
仕入先がインボイス発行事業者かどうかを確認する際の様式の見本	55	
MEMO	56	

令和5年度税制改正対応版
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

I

消費税制度と インボイス制度の 基礎知識

①消費税の仕組み

● 消費税とは

消費税は物品やサービス等の「消費」に着目し、広く公平に課される「間接税」です。所得税や法人税、住民税など、税金を負担する人と税金を納める人が一致する「直接税」に対し、税金を負担する人が直接納めず、事業者などを通じて納める税金を「間接税」といい、消費税・酒税などが該当します。例えば、一般消費者がパンを買う際に支払った消費税は、パン屋が預かり納付します。この場合、一般消費者が消費税の実質負担者であり、パン屋（事業者）は納税義務者として、預かった消費税を納付する役割を担っています。

一般消費者はもちろん、事業者も商品の購入・仕入等を行った際の代金に消費税が上乗せされて課税されます。医療や教育などの一部を除き、国内で行われるすべての物品やサービス等を課税の対象とし、取引の各段階で、それぞれの商品やサービスなどの価格に対して10%または8%の税率で課税されます。

また、取引の各段階での仕入に対して二重、三重に税が課されることがないように、売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除する（＝差し引く）仕入税額控除方式がとられています。



● 課税事業者と免税事業者

消費税制度の下では、事業者は「課税事業者」と「免税事業者」の2つに分かれます。「課税事業者」とは国・地方に消費税を納める義務を負っている事業者のことです。

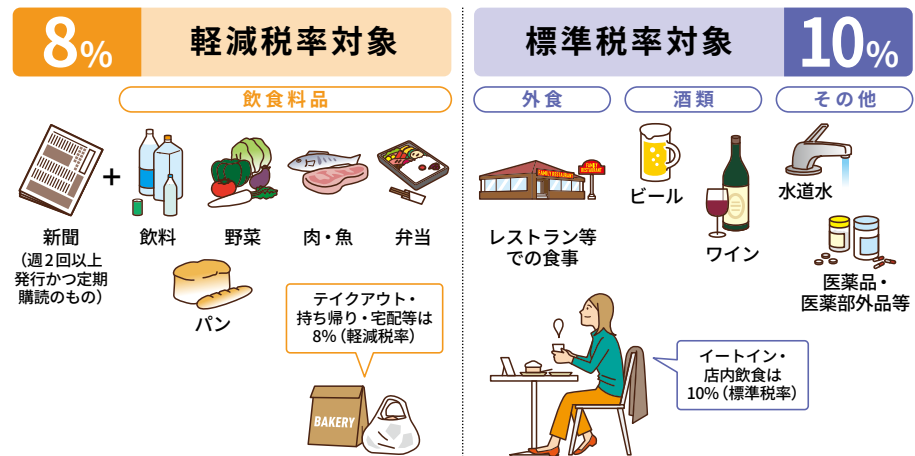
一方、「免税事業者」とは以下の要件などをすべて満たし、納税事務負担に配慮して消費税の納税義務を免除されている事業者です。

- ・前々年（個人）または前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下
- ・前年の1月～6月末まで（個人）または前事業年度の開始以後6カ月の期間（法人）の課税売上高や給与等支払額が1,000万円以下
- ・設立から2年以内の法人の場合で、資本金の額、または出資の金額が1,000万円未満

● 軽減税率とは

2019年（令和元年）10月1日、消費税率が10%に引き上げられた際に、日常的に購入する飲食料品など一部の品目に限って、消費税率を8%のまま維持する制度のことです。

なお、軽減税率の対象は、酒類・外食を除く飲食料品と週2回以上発行される定期購読の新聞です。



● 軽減税率対象品目の売上・仕入の経理処理

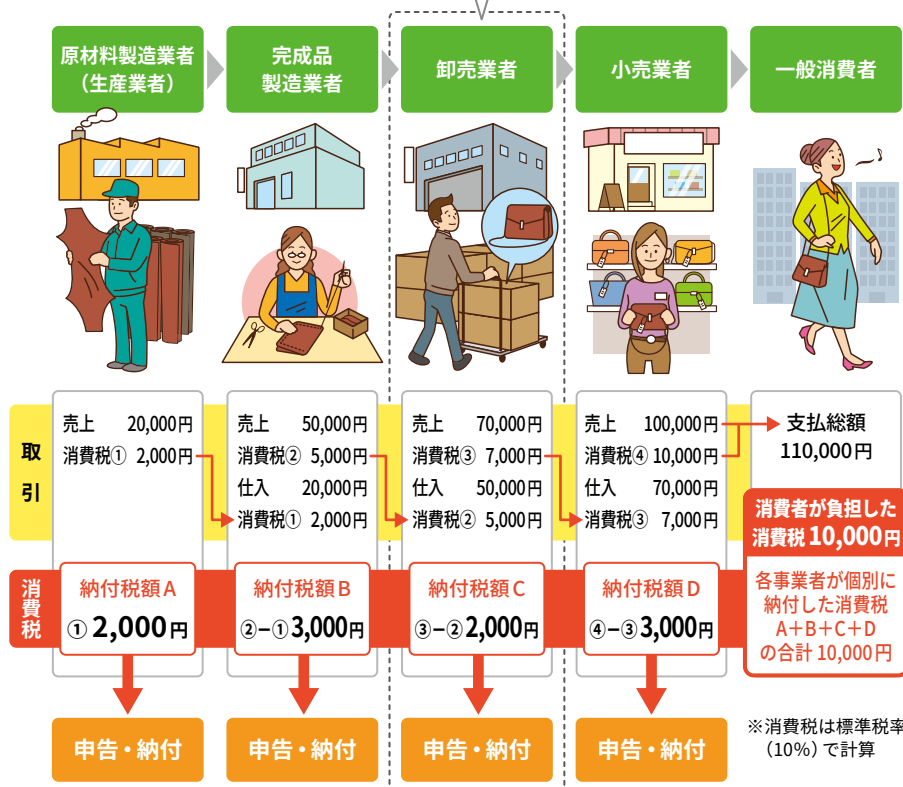
軽減税率が導入される前は、消費税は8%の1種類だったので、経理処理では消費税がかかる品目かどうかを記載していました。しかし、軽減税率導入後は8%と10%の2種類の消費税が混在するため、それぞれの品目が8%と10%のどちらなのかを明記し、税率ごとに分けて消費税を計算する「区分経理」を行っています。

仕入税額控除の仕組み

仕入税額控除とは、事業者の売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を差し引き、その差額を納付するルールです。

例えば卸売業者は……

- ①完成品製造業者から仕入をする時に「50,000円+消費税5,000円」を支払う。
- ②小売業者に製品を販売する時に「70,000円+消費税7,000円」を受け取る。
この場合、卸売業者は(売上に係る消費税7,000円)－(仕入に係る消費税5,000円)を計算し、差額の2,000円を納付することになります。



②インボイスの概要

インボイスとは

インボイスとは、販売先に対し、税率と税額を正確に伝えるために、従来の区分記載請求書に必要事項を追記した請求書や領収書、納品書、利用明細といったものを指します。

インボイスには、以下の7つの事項を記載する必要があります。このなかでインボイス導入前には記載する必要がなかった項目は、②登録番号、⑤適用税率、⑥税率ごとに区分した消費税額等です。

インボイスの記載事項

- ①発行者の氏名または名称
- ②登録番号
- ③取引年月日
- ④取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
- ⑥税率ごとに区分した消費税額等
- ⑦受領者の氏名または名称

《インボイスのイメージ(請求書・納品書の場合)》

請求書 (納品書)

東京商店(株) 御中 ② (株) 大阪商事

2023年10月分 登録番号 T1234...

10月15日	割りばし	550円
10月15日	牛 肉※	5,400円
⋮	⋮	⋮
⑤	合 計	⑥ 43,600円
(10%対象)	22,000円	消費税 2,000円
(8%対象)	21,600円	消費税 1,600円

※は軽減税率対象

《インボイスのイメージ(領収書の場合)》

領収書

2023年10月15日

東京商店(株) 様

¥ 33,000 円

但し、飲食代として 上記正に領収いたしました。

⑤ (8%対象) 円 消費税 (円) ⑥
(10%対象) 33,000円 消費税 3,000円

② 登録番号 T1234... 割烹料理 なかむら屋

● インボイス制度が始まると

自らが課税事業者である場合

課税事業者である自社は仕入税額控除を行い、消費税を納付します。仕入先からインボイスを入手できないと、自社は仕入税額控除ができません。そのため、自社の税負担の増加につながる可能性があります。ただし、簡易課税制度を選択している場合には、みなし仕入率に基づき仕入税額控除の計算をしますので、自社の税負担は増加しません。

また、インボイス制度導入後6年間は、免税事業者等からの仕入についても一定割合（最初の3年間は80%、次の3年間は50%）を仕入税額控除できる経過措置（P.41参照）がありますので、上手に活用しましょう。

自らが免税事業者である場合

免税事業者である自社は、消費税の納付が免除されますが、インボイスを発行することができません。自らがインボイスを発行しないと、販売先は仕入税額控除をすることができません。それにより、販売先の税負担が増加するので、取引を見直される可能性があります。このような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。

ただし、インボイスの発行事業者になるかどうかは任意であるため、最終的には経営者の判断となります。Ⅱ章の内容をよく読んだうえで、ご検討ください。

自らが課税事業者であってもインボイスの登録申請を行わない場合

自らが課税事業者であっても、インボイスの登録申請を行わない場合には、上記免税事業者の場合と同様に、販売先は仕入税額控除をすることができず、販売先の税負担が増加するので、取引を見直される可能性があります。このような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。

ただし、インボイスの発行事業者になるかどうかは任意であるため、最終的には経営者の判断となります。Ⅱ章の内容をよく読んだうえで、ご検討ください。



令和5年度税制改正対応版
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

II

免税事業者の対応 ・ 課税事業者の対応

① 免税事業者の対応

● 課税事業者になるかどうかの判断

インボイス制度導入後、インボイスを発行できるのは、インボイス発行事業者への登録申請を行った課税事業者のみです。免税事業者がインボイス発行事業者になるには、課税事業者に切り替え、インボイス発行事業者への登録申請を行う必要があります。

そのため、免税事業者は、課税事業者になりインボイス発行事業者になるか、免税事業者のままにいるかを判断しなければなりません。

課税事業者となってインボイス発行事業者登録を行った場合と、免税事業者のままインボイス発行事業者にならなかった場合のメリット・デメリットは以下のとおりです。

《免税事業者が取り得る選択肢によるメリット・デメリット》

選択肢	メリット	デメリット
課税事業者になり、インボイス発行事業者登録を行う	・販売先は仕入税額控除が可能となるため、取引が継続する可能性が高い	・消費税の申告、納付が発生し、納税事務の負担が増える ・消費税分を販売価格に転嫁できないと、利益が減少する
免税事業者のままにいる（インボイス発行事業者にならない）	・消費税の申告、納付が不要	・販売先は仕入税額控除ができないため、取引が見直される可能性がある（販売先への影響のイメージはP.46 参照）

インボイス
発行事業者に
なろうかな



インボイス発行事業者になるかの判断は、販売先によっても異なります。例えば、販売先が一般消費者のみの場合、仕入税額控除は不要なのでインボイス発行事業者になる必要はありません。ただし、現状は事業者への販売がなくても将来的に発生するかもしれません。また、一般消費者だと思って販売していたところ、領収書を求められて、実は事業者だったとわかるケースもあります。さらに、販売先が事業者でも、その事業者が免税事業者や簡易課税を選択している事業者なら仕入先からのインボイスは不要なので、インボイス発行事業者となる必要がない場合もあります。

インボイス発行事業者になるかどうかは、自社の経営状況（収益状況、経理業務にかかるコスト、販売先、販売先との取引における関係性）や、将来の経営戦略などを踏まえ、総合的に検討する必要があります。

《販売先による考え方》

販売先の区分	事業者のみ	事業者と一般消費者が混在	一般消費者のみ
自社の業種(例)	建設業・製造業等  建設業（ひとり親方） 製造業	飲食店・花屋等  飲食店 花屋	学習塾・ゲームセンター等  学習塾 ゲームセンター
基本的な対応方針	インボイス発行事業者になることを検討する	事業者への販売（例えば、飲食店で法人の接待利用など）の多寡によって、インボイス発行事業者になることを検討する	販売先に事業者がいない限り、インボイス発行事業者になる必要はない

②本則課税・簡易課税の選択

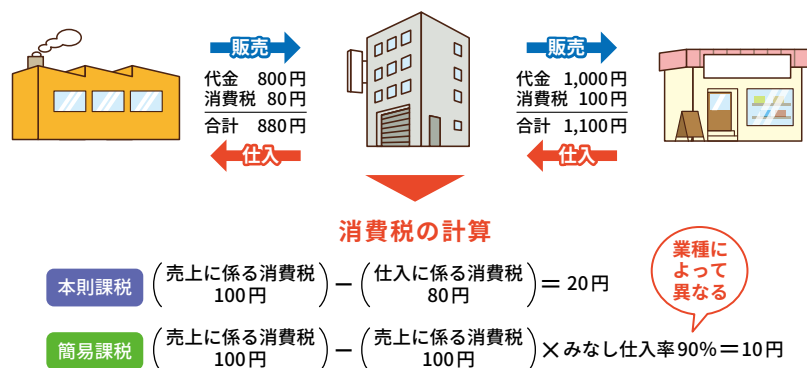
● 本則課税と簡易課税

免税事業者がインボイス発行事業者になろうとすると、2つの計算方法(本則課税と簡易課税)のいずれかを選択することになります。

本則課税は、「売上に係る消費税」から実際の「仕入に係る消費税」を差し引く計算方法です。消費税本来の原則的な計算方法であることから本則課税と呼ばれます。

一方、簡易課税は、中小事業者の事務負担を軽減するために設けられた特例制度で、売上に係る消費税に、「みなし仕入率」という一定割合を掛けたものを自社が支払った消費税とみなして、売上に係る消費税から控除できる仕組みです。

＜本則課税と簡易課税＞



● 簡易課税を選択するには

簡易課税を選択するには、前々年(個人)または前々事業年度(法人)の課税売上高が、5,000万円以下の事業者で、適用しようとする課税期間の開始日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

ただし、免税事業者がインボイス発行事業者となる際には経過措置(P.24参照)が設けられておりますが、この経過措置の適用を受けた場合は、その登録を受けた日の属する課税期間の途中で簡易課税制度の届出書を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

● みなし仕入率

簡易課税の計算に用いる「みなし仕入率」は、6つの事業区分によって決められています。

事業区分	代表的な業種	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業・建設業	70%
第4種事業	飲食店業	60%
第5種事業	サービス業	50%
第6種事業	不動産業	40%

免税事業者がインボイス発行事業者となる際に、簡易課税を選択した場合の納税額をシミュレーションすると以下のとおりになります。事業区分によりみなし仕入率が異なるため、納税額も変わってきます。

売上990万円の免税事業者が簡易課税を選択した場合

	卸売業	小売業	製造業・建設業	飲食店業	サービス業	不動産業
売上に係る消費税額	90万円	90万円	90万円	90万円	90万円	90万円
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%
仕入に係るとみなされる消費税額	81万円	72万円	63万円	54万円	45万円	36万円
納税額	9万円	18万円	27万円	36万円	45万円	54万円

● 簡易課税のメリット・デメリット

簡易課税は、「仕入に係る消費税計算が不要になる」ことや、「仕入先からのインボイスの保存が不要となる」といったメリットがあります。

一方、複数の事業を行う事業者は、事業ごとに異なるみなし仕入率で計算するため、課税売上を事業ごとに区分しなければならず、事務負担が増える可能性があります。また、事業ごとに課税売上を区分していない場合は、もっとも低いみなし仕入率での計算になるため、納税額が不利になることもあります。

また、仕入や経費が少ない事業者は、本則課税を選択した場合より納税額が少なくなる一方で、仕入や経費が多い事業者や、設備投資や事務所の改修など大きな経費計上を計画している場合などは本則課税が有利な場合もあります。

なお、簡易課税を選択すると2年間は本則課税に変更できないので注意が必要です。詳しくは税理士など専門家に相談ください。

③ 免税事業者が取り得る選択肢の利益比較

免税事業者がインボイス導入を機に取り得る選択肢によって、手元に残る利益はどのようになるのでしょうか。1年間の売上が550万円で、現在は免税事業者、クリーニング店を営むXさんを例に考えます。

まず、Xさんがインボイス発行事業者になることを選択した場合を試算します。

免税事業者Xさんの場合

【インボイス制度導入前】

売上	a	550万円
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	0円
利益 (a-b-c)		330万円 (550万円-220万円-0円)

〈利益〉
330万円

【インボイス制度導入後】

選択肢① インボイス発行事業者になり本則課税を選択して、10%の値上げをした場合

売上	a	605万円 (550万円+消費税55万円)
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	35万円 (55万円-20万円)
利益 (a-b-c)		350万円 (605万円-220万円-35万円)

〈利益〉
350万円

選択肢② インボイス発行事業者になり本則課税を選択したが、価格を据置いた場合

売上	a	550万円 (500万円+消費税50万円)
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	30万円 (50万円-20万円)
利益 (a-b-c)		300万円 (550万円-220万円-30万円)

〈利益〉
300万円

選択肢③ インボイス発行事業者になり簡易課税を選択したが、価格を据置いた場合

※クリーニング店（サービス業）のみなし仕入率は50%

売上	a	550万円 (500万円+消費税50万円)
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	25万円 (50万円-(50万円×50%))
利益 (a-b-c)		305万円 (550万円-220万円-25万円)

〈利益〉
305万円

選択肢④ インボイス発行事業者になり簡易課税を選択して、5%の値上げをした場合

※クリーニング店（サービス業）のみなし仕入率は50%

売上	a	577.5万円 (525万円+消費税52.5万円)
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	26.25万円 (52.5万円-(52.5万円×50%))
利益 (a-b-c)		331.25万円 (577.5万円-220万円-26.25万円)

〈利益〉
331.25万円

P.16の選択肢①のように、消費税率と同じ10%の値上げをし、客数を維持できた場合、現状より利益が増加します。一方、選択肢②や③のように、価格を据置いた場合は利益が減少してしまいますが、Xさんのケースでは、簡易課税（選択肢③）を選択した方が、本則課税（選択肢②）を選択した場合よりも納める消費税額は少なくなり、利益に与える影響も軽減されます。

なお、現在の利益を確保するために必要な値上げ率は10%ではありません。例えば、選択肢④のように、簡易課税を選択して5%の値上げをし、客数を維持できた場合は、現状をやや上回る利益を確保できます。簡易課税のみなし仕入率は業種によって異なります（P.15参照）ので、シミュレーションしてみるとよいでしょう。

次に、Xさんが免税事業者のままでいることを選択した場合を考えます。

選択肢⑤-A 売上に占める事業者利用の割合が多いが、免税事業者のままでいる場合

顧客はホテルや飲食店などの事業者が多く、売上が20%減少したとする

売上	a	440万円
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	0円
利益 (a-b-c)		220万円 (440万円-220万円-0円)

〈利益〉
220万円

選択肢⑤-B 売上に占める事業者利用の割合が少なく、免税事業者のままでいる場合

顧客のほとんどは一般消費者だが、わずかに事業者による利用があり、売上が約2%減少したとする

売上	a	540万円
費用	b	220万円 (200万円+消費税20万円)
納める消費税	c	0円
利益 (a-b-c)		320万円 (540万円-220万円-0円)

〈利益〉
320万円

インボイス制度導入後の免税事業者の収益は、販売先によって大きく異なります。

Xさんが営むクリーニング店がホテルや飲食店などの事業者によく利用されている場合（選択肢⑤-A）、インボイスを発行できないことにより顧客が減り、売上や利益が減少することが予想されます。

一方、Xさんが営むクリーニング店の顧客のほとんどが一般消費者で、わずかに事業者による利用がある場合（選択肢⑤-B）、インボイスを発行できなくても、売上や利益の減少はそこまで大きくないでしょう。

このように免税事業者のままでいると、売上や利益が減少する可能性があります。売上に占める事業者利用の多寡を分析し、インボイス発行事業者の登録申請を検討しましょう。

④免税事業者がインボイス発行事業者になる場合の負担軽減措置

令和5年度
税制改正

● 税負担及び事務負担の軽減措置(2割特例)

令和5年度
税制改正

免税事業者がインボイス発行事業者になる場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置が講じられることとなりました。

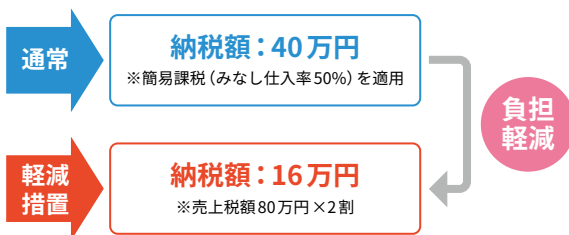
業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで税額計算が可能となることから、税負担のみならず事務負担も大幅に軽減されます。

本措置の対象は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者で、基準期間(個人:前々年・法人:前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

本措置はインボイス制度の開始から2026年9月30日の属する課税期間まで適用できる3年間の経過措置となっています。その後は本則課税か簡易課税による納税が必要となりますので、経過措置期間中にどちらの計算方法を選択すべきか検討を進めましょう。

《負担軽減措置のイメージ》

売上800万円(税抜)の
イラスト制作事業者の場合



● 2割特例に関するよくある質問

令和5年度
税制改正

Q 2割特例の適用を受けるためには、どのような手続きが必要でしょうか？

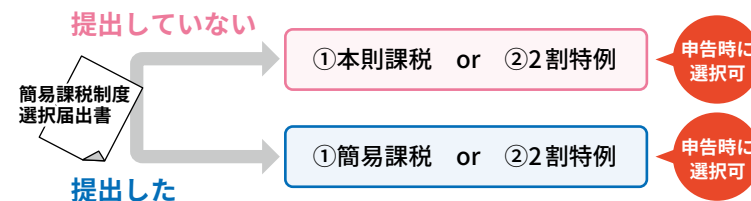
A 適用にあたっては、簡易課税制度のような事前の届出は必要ありません。消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

なお、簡易課税の適用にあたっては事前の届出が必要となりますので、P19のQAもご確認ください。

Q 免税事業者ですが、インボイス登録申請書とともに簡易課税制度選択届出書も提出しました。この場合、2割特例は適用できないでしょうか？

A 本則課税と簡易課税のいずれを選択している場合でも、適用が可能です。そのため、簡易課税制度の適用を受けるための届出書を提出していたとしても、申告の際に2割特例を選択することは可能です(簡易課税制度選択届出書を取り下げる必要はありません)。

《申告時における選択適用のイメージ》



※申告にあたっては、①②の両方を計算する必要はありません。

Q 2割特例の経過措置期間の終了後や2年前の売上高が1千万円を超えて2割特例が使えない場合に、簡易課税制度を適用するためには、いつまでに簡易課税選択届出書を提出すればよいでしょうか。

A 2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間の末日までに届出書を提出することで、提出日を含む課税期間から簡易課税制度を適用することができます。例えば、個人事業者の方が令和8年の申告までに2割特例の適用を受けた場合に、令和9年から簡易課税制度の適用を受けるときは、令和9年12月31日までに届出書を提出することとなります。

⑤ 課税事業者の対応

インボイス制度の導入にあたり、課税事業者はインボイス発行事業者になるかどうかを、どのように判断すればよいのでしょうか。

まず、インボイス発行事業者に登録した場合、販売先は仕入税額控除が可能になるため、取引関係を継続する可能性が高いでしょう。

一方、インボイス発行事業者にならない選択もあります。その場合、インボイス発行事業者への登録申請や請求書の様式変更、インボイスの保存などの手間は発生しませんが、販売先は仕入税額控除ができないため、取引関係を見直される可能性があります。

《課税事業者が取り得る選択肢によるメリット・デメリット》

選択肢	メリット	デメリット
インボイス発行事業者の登録を行う	販売先は仕入税額控除が可能となるため、取引が継続する可能性が高い	- 登録申請等の手間が発生する - 自社の請求書の様式を変更しなければならない - 発行したインボイスを保存する必要がある
インボイス発行事業者の登録を行わない	- 登録申請等の手間が発生しない - 従来どおりの請求書が使用できる - インボイスを保存する手間がかからない	販売先は仕入税額控除ができないため、取引が見直される可能性がある

また、インボイス発行事業者になるかの判断は、販売先によっても異なります。検討の際は、P.13も参考にしてください。

令和5年度税制改正対応版
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

III

インボイス 発行事業者への 登録手続

① インボイス制度導入に向けた準備

インボイス制度は、2023年(令和5年)10月1日より導入予定です。インボイス発行事業者になろうとする事業者の方は、それまでにさまざまな準備をしておく必要があります。

1. インボイス発行事業者に登録申請する

インボイスを発行することができるのは、税務署から承認を受けた「インボイス発行事業者」のみです。税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することで、インボイス発行事業者に登録できます。

▶ 登録申請の詳細内容はⅢ-② インボイス発行事業者の登録申請(P.23)をご覧ください。

2. 現在発行している請求書等の様式を変更する

現在発行している請求書等のフォーマットをインボイスの記載事項に合わせて変更する必要があります。

▶ インボイスの記載事項についてはⅣ-① インボイスの記載事項(P.26)をご覧ください。

3. システムの入替・改修

現在使用中の販売管理システムをインボイス対応のものに入れ替える必要があります。市販品であれば、自動対応されるものが多いので確認しましょう。

4. 仕入先がインボイス発行事業者かどうかを確認する

インボイス制度が導入されると、インボイス発行事業者からの仕入でなければ仕入税額控除を行うことができません。事前に仕入先がインボイス発行事業者に登録するかどうかを確認しておきましょう(ただし、自社が簡易課税を選択している場合は不要)。

なお、仕入先へ文書で確認する際の参考様式(Word形式)を日本商工会議所にて提供しておりますのでご利用ください。また、巻末(P.55)に様式の見本を掲載しておりますので、あわせてご参考ください。



参考様式

仕入先へ文書で確認する際の様式のイメージ

(株) 大阪商事御中
東京商店(株)

適格請求書発行事業者
登録番号に関する
お願いについて

.....

.....

.....

.....

.....

② インボイス発行事業者の登録申請

1. 登録申請の流れ

インボイス発行事業者になるためには登録申請が必要です。「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出すると、審査後に登録が承認され、「登録番号通知書」が交付されます。登録を受けた事業者は、国税庁が公開する適格請求書発行事業者公表サイト(P.53参照)に掲載されるので、登録番号を基に登録を受けている事業者を検索できるようになります。



※①登録申請書の提出から④登録の通知までe-Taxの場合は約2週間、書面の場合は約1カ月かかります

交付される登録番号は以下の構成になります。インボイス制度の導入後は、発行する請求書に必ず登録番号を記載しなければなりません。

法人番号を有する
課税事業者

T + 法人番号

左記以外の課税事業者
(個人事業者、人格のない社団等)

T + 13桁の数字

2. 登録申請書の提出方法

① e-Taxによる提出

インターネットを通じて手続を行うことが可能です。特に、パソコン用の「e-Taxソフト(WEB版)」やスマートフォンやタブレット用の「e-Taxソフト(SP版)」は、質問に回答していくことで入力漏れ等の心配がなく、スムーズに手続を行うことができます。

また、申請時に「登録通知書の電子通知」に同意いただければ登録通知をデータで受け取ることができ、紛失等のリスクもありません。

② 書面による提出

必要事項を記入した登録申請書を「インボイス登録センター」に郵送します(直接持参は不可)。詳しくは、[国税庁HP](#)をご確認ください。

※登録申請のスケジュールについてはP.2をご覧ください

※登録申請の際、参考になるサイトは巻末(P.52)に掲載しています



国税庁HP

③ 免税事業者から課税事業者になる際の経過措置

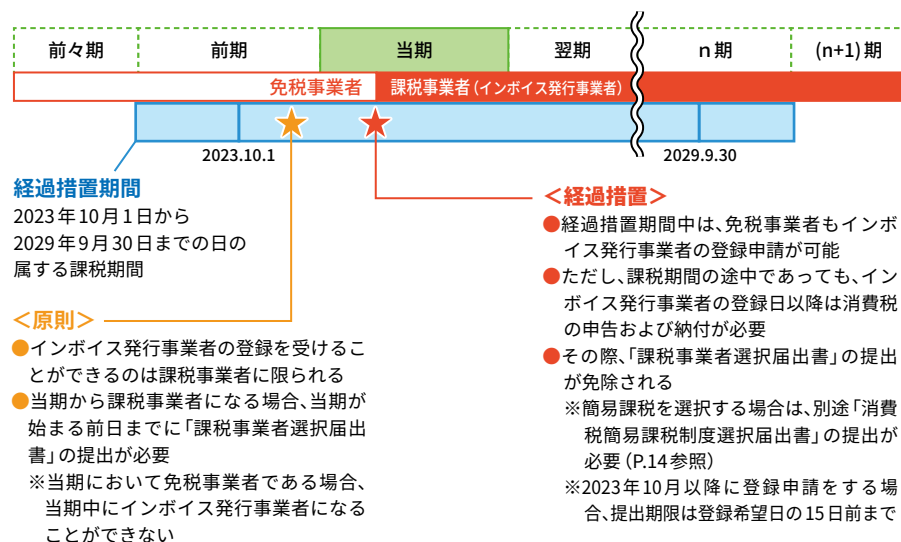
インボイスを発行できるのは、インボイスの登録番号が交付された課税事業者のみです。免税事業者がインボイスを発行するためには、まず課税事業者になる必要があります。

● 課税事業者への登録申請

免税事業者が課税事業者になろうとする場合、原則、課税期間が始まる前日までに税務署に対し「課税事業者選択届出書」を提出しなければなりません。そのうえで、インボイス発行事業者への登録を行う必要がありますが、以下のとおり経過措置が設けられています。

● 登録申請に関する経過措置

通常、インボイス発行事業者への登録申請は課税事業者に限って行うことができますが、免税事業者でも、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、2023年(令和5年)10月1日から2029年(令和11年)9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、「課税事業者選択届出書」の提出が免除されます。経過措置期間中に課税事業者となった場合は、課税期間の途中でも、登録日以降は消費税の申告および納付が必要です。



令和5年度税制改正対応版
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

IV

インボイス導入に
向けた
具体的な対応

① インボイスの記載事項

インボイスは、必要な事項が記載されていれば様式は自由です。名称も請求書や領収書、レシートなどどんなものでも構いません。手書きであっても、必要な事項が記載されていれば、インボイスに該当します。

インボイスの記載事項

- ① 発行者の氏名または名称
- ② 登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑦ 受領者の氏名または名称

従来の区分記載請求書には、①発行者の氏名または名称、③取引年月日、④取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)、⑤税率ごとに区分して合計した対価の額(適用税率は含まない)、⑦受領者の氏名または名称が必要でした。インボイスはこれらに加え、上記赤字の②登録番号、⑤適用税率、⑥税率ごとに区分した消費税額等を記載しなければなりません。

区分記載請求書とインボイスの違いはP.27のとおりです。

《区分記載請求書とインボイスの違い》

区分記載請求書	インボイス 2023年(令和5年)10月1日～
請求書 ⑦ 東京商店(株) 御中 ① (株) 大阪商事 2023年9月分 ③ 9月15日 ④ 割りばし 550円 9月15日 ④ 牛 肉※ 5,400円 ⋮ ⋮ ⋮ 合 計 43,600円 ⑤ (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円) ④ ※は軽減税率対象 【記載事項】 ① 発行者の氏名または名称 ③ 取引年月日 ④ 取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨) ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額 ⑦ 受領者の氏名または名称	請求書 東京商店(株) 御中 ② (株) 大阪商事 2023年10月分 登録番号 T1234... 10月15日 割りばし 550円 10月15日 牛 肉※ 5,400円 ⋮ ⋮ ⋮ 合 計 43,600円 ⑤ (10%対象 22,000円 消費税 2,000円) (8%対象 21,600円 消費税 1,600円) ⑥ ※は軽減税率対象 【記載事項】 区分記載請求書に下記を追加 ② 登録番号 ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率 ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

区分記載請求書では、発行者の名称や電話番号を記載するなどして、請求書を発行した事業者を特定できる場合は、屋号や省略した名称の記載でも問題ないとされていますが、インボイス制度導入後も同様です。

● 適格簡易請求書 (簡易インボイス)

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業や飲食店業などでは、インボイスに代えて適格簡易請求書 (以下、簡易インボイス) を発行することができます。具体的には次の事業者が該当します。

- ①小売業 ②飲食店業 ③写真業 ④旅行業 ⑤タクシー業 ⑥不特定多数に対する駐車場業
⑦その他これらの事業に準ずる不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業

簡易インボイスは、通常のインボイスと違い「受領者の氏名または名称」の記載は不要で、「税率ごとに区分した消費税額等」または「適用税率」のいずれか一方の記載でよいことになっています。

簡易インボイスの記載事項

- ①発行者の氏名または名称
②登録番号
③取引年月日
④取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨)
⑤税率ごとに区分して合計した対価の額
⑥税率ごとに区分した消費税額等
または適用税率

2023年11月30日	③	① スーパースズキ 東京都... 登録番号 T1234...	②
④	領収書		
ヨーグルト*	1	¥108	
カップラーメン*	1	¥216	
ビール	1	¥550	
合 計		¥874	
8%対象		¥324	⑤
10%対象		¥550	⑤
※は軽減税率対象			
⑥	税率ごとに区分した消費税額等または適用税率		
	(内) 消費税額	¥24	
	(内) 消費税額	¥50	
	お預かり	¥1,000	
	お釣り	¥126	

⑥ 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率
(両方記載することも可能)

● インボイス発行義務の免除

3万円未満の公共交通機関での旅客運送、自動販売機での販売などはインボイスの発行義務が免除されます。具体的には以下の取引です。

- ①1回の取引が税込金額3万円未満の公共交通機関 (船舶やバス、鉄道) による旅客の運送
②卸売市場で行う生鮮食料品等の譲渡
③農業協同組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
④税込金額3万円未満の自動販売機による販売
⑤郵便切手を対価とする郵便サービス

これらのうち①、④、⑤に関する経費は、インボイスがなくとも帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能です。②、③に関する経費は、卸売市場や農業協同組合等が交付する書類の保存が仕入税額控除の要件となります。

● 返還インボイス

インボイス発行事業者は、課税事業者へ返品や値引き等の売上に係る返金等を行う場合、適格返還請求書 (以下、返還インボイス) を発行する義務があります。

返還インボイスの記載事項

- ①発行者の氏名または名称
②登録番号
③返金等を行う年月日
④返金等の基になった取引を行った年月日
⑤返金等の基になる取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨)
⑥返金等の税抜金額または
税込金額を税率ごとに区分して合計した対価の額
⑦返金等の金額に係る消費税額等または適用税率

2023年12月15日	③	販売奨励金支払明細書 東京商店 (株) 御中	① (株) 大阪商事 ② 登録番号 T1234...
11月分	21,800円 (税込)		
取引日付	品 名	取引金額	
11/1	オレンジジュース※	1,080円	
11/1	ビール	2,200円	
...	...	...	
合計		21,800円 (消費税1,800円)	
10%対象		11,000円 (消費税1,000円)	⑦
8%対象		10,800円 (消費税 800円)	⑦
※は軽減税率対象			

⑦ 返金等の金額に係る消費税額等または適用税率
(両方記載することも可能)

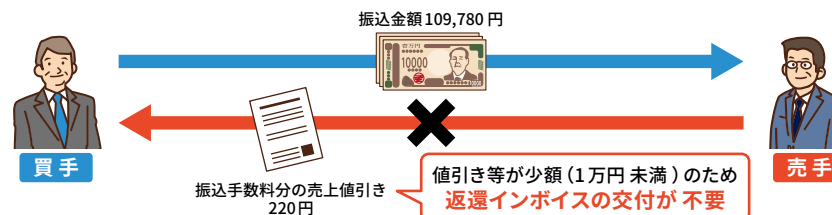
返還インボイスは、原則として売手が買手に発行します。ただし、買手が返還インボイスの必要事項を記載した「仕入明細書」を作成し、売手の確認を受けた場合は不要です。

● 令和5年度税制改正による負担軽減措置

令和5年度
税制改正

企業の実務に配慮して、事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等 (税込1万円未満) については、返還インボイスが不要となる措置が講じられることとなりました。これにより、振込の際に買手側の都合で差し引かれた振込手数料相当額を売手が「売上値引」として処理する場合に、返還インボイスを交付する必要がなくなりました。

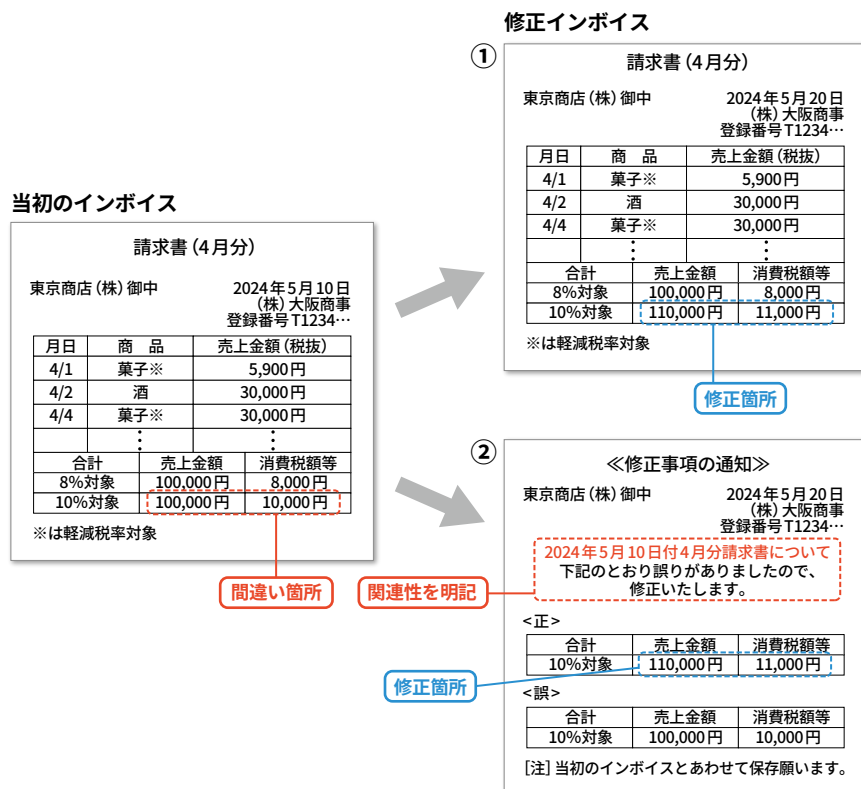
《具体例》商品を110,000円で売上、買手が振込手数料 (220円) を差し引いて109,780円を売手に振込



● 修正インボイス

発行済みのインボイスの記載に間違いがあった場合、インボイス発行事業者は修正したインボイス(以下、修正インボイス)を発行する義務があります。買手が自分で追記や修正を行うことはできません。

修正インボイスで間違いを修正する場合、①修正のうえ、改めて必要事項のすべてを記載したインボイスを発行する、もしくは②当初発行したインボイスとの関連性を明らかにして、修正点を明示した書類を発行する方法があります。①の場合、発行を受けた買手は修正インボイスのみ保存しますが、②の場合、買手は当初のインボイスと修正インボイスをあわせて保存する必要があります。



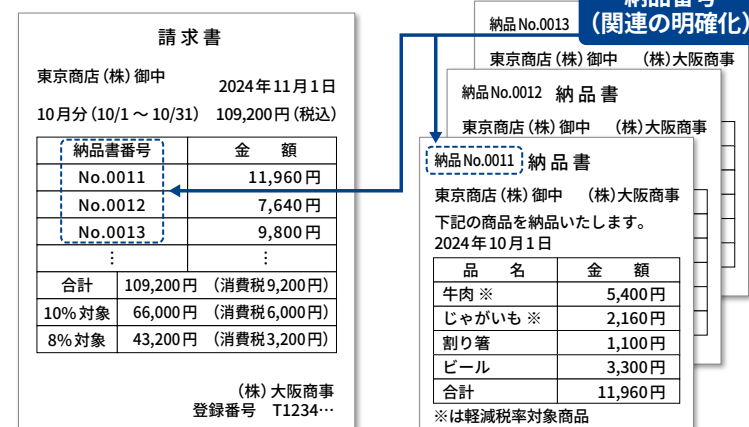
② インボイス発行事業者の留意点

● 複数の書類による対応

インボイスとは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、1つの書類のみですべての記載事項を満たす必要はありません。

例えば、請求書と納品書との関係など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて1つのインボイスとすることが可能です。

請求書と納品書で記載事項を満たす場合



上記の例では、請求書に取引の内容が記載されていないため、インボイスの記載事項を満たすことができませんが、番号などで紐づけた納品書と組み合わせることで記載事項を満たし、1つのインボイスとして認められます。

● 電子インボイス

インボイスは電子データで提供することができます(以下、電子インボイス)。記載事項は、書面の場合と同じです。電子インボイスを導入するメリットは、以下が考えられます。

- ① 経理や受発注、請求書の発行業務が電子化され、バックオフィス業務のデジタル化による生産性向上が実現する
- ② 電子署名の導入などにより、改ざんリスクが低減する
- ③ 電子インボイスの標準仕様は、国際規格「Peppol(ペポル)」に準拠して策定されるため、国内用の電子インボイスをそのまま海外企業との取引でも使える

● インボイス発行事業者の義務

インボイス発行事業には、インボイスの発行義務が免除される場合(P.28参照)を除き、原則として以下の義務が課されます。

(1) インボイスの発行義務

買手(課税事業者)の求めに応じて、インボイス(または簡易インボイス)を発行する義務

(2) 返還インボイスの発行義務

返品や値引きを行った場合に、返還インボイスを発行する義務

(3) 修正インボイスの発行義務

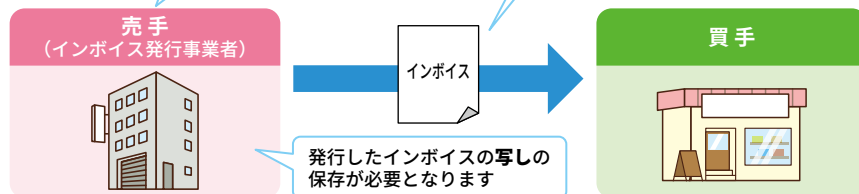
発行したインボイス(または簡易インボイス、返還インボイス)に間違いがあった場合に、修正インボイスを発行する義務

(4) 写しの保存義務

発行したインボイス(または簡易インボイス、返還インボイス)の写しを、原則として7年間(会社法、法人税法上は最長10年間)保存する義務

売手は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、買手(課税事業者)から求められた場合には、インボイスを発行しなければなりません

書面での発行に代えて、電子データで提供することもできます



● 禁止事項

インボイスの発行にあたっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

- ① インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認される恐れのある書類を発行すること
- ② インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを発行すること

③ インボイス受領者の留意点

● インボイス受領者が仕入税額控除をするための要件

インボイス制度の下では、請求書等の発行を受けることが困難な場合を除き、帳簿および請求書等の保存が仕入税額控除をするための要件となります。

新しく取引を始める仕入先等については、記載された登録番号が有効であるかどうか、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」(P.53参照)で確認しましょう。

また、複数の書類全体で記載事項を満たし、1つのインボイスとする場合は、複数書類で要件の確認が必要です。

さらに、内容が間違っている場合は、受領者が自分で追記や修正を行うことはできないので、修正インボイスの発行を仕入先に依頼しなければなりません。



(1) 帳簿の記載事項

保存が必要な帳簿の記載事項は、以下のとおりです(従来と同様)。

- ① 課税仕入の相手方の氏名または名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 対価の額

総勘定元帳(仕入)				
日付	摘要	税区分	借方(円)	
11 30	田中食品㈱	8%	86,400	
11 30	佐藤商事㈱	10%	44,000	

(2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等は、以下のとおりです。

- ① インボイスまたは簡易インボイス
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(インボイスに必要な事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場で行う生鮮食料品等の譲渡、および農業協同組合等に委託して行う農林水産物の譲渡について、受託者から発行される一定の書類
- ④ 課税貨物の輸入の許可があったことを証明する書類
- ⑤ 上記①～④の書類に係る電子データ

● 保存期間と保存場所

仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等や、発行したインボイスの写しは、7年間保存する必要があります(会社法、法人税法上は最長10年間)。納税地またはその取引に係る事務所、事業所、その他これに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。

インボイスの写しとは、発行した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度のレジのジャーナル、一覧表、明細表などであっても差し支えありません。

自社のシステム等で作成したインボイスを書面で発行した場合に、システムに保存されている電子データをインボイスの写しとすることができます。

また、電子インボイスを提供した場合、提供した電子データのままの保存も可能です。これらは簡易インボイス、返還インボイスについても同様です。

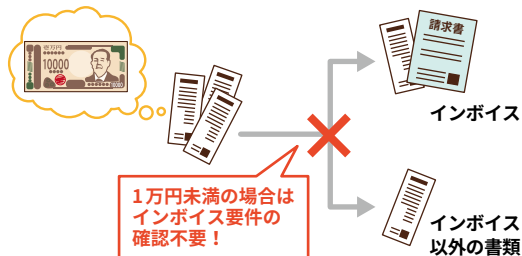
● 簡易課税を選択している場合

簡易課税を選択している場合、仕入に係るインボイス等を保存する必要はありません。ただし、所得税法や法人税法上は保存が必要です。

● 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置(少額特例)

令和5年度
税制改正

前々年の課税売上高が1億円以下または前年の上半期(個人は1月～6月)の課税売上高が5千万円以下の中小事業者における税込1万円未満の支払いについては、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能とする経過措置が6年間講じられます。



④ 電子帳簿保存法への対応

令和5年度
税制改正

電子帳簿保存法とは、各税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで、**電子データによる保存を可能とすること、所得税法・法人税法上の保存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求めることを定めた法律**です。

(1) 電子帳簿等保存	パソコン等を使用して作成した帳簿や取引書類を電子で保存し、紙保存を不要とする制度	2022年1月より要件緩和 事前承認も不要!
(2) スキャナ保存	取引相手から受け取った書類等を画像データ化して保存し、紙保存を不要とする制度	
(3) 電子取引データの保存	メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルをデータで保存することを義務付ける制度	2024年1月以降も多くの 中小企業が従前の保存方法でOK!

● (1) 電子帳簿等保存

帳簿書類について、最低限の要件を満たせば電子データによる保存が可能となり、紙出力が不要となる制度。また、一定の要件(優良な電子帳簿)を満たせば、過少申告加算税の軽減措置等を受けることができます。

対象となる 帳簿書類

- 自社がパソコン等で作成した
 - ✓ 帳簿(仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳等)
 - ✓ 決算関係書類(損益計算書、貸借対照表等)
 - ✓ 取引相手に交付する書類の写し(見積書、請求書、納品書、領収書等の控え)

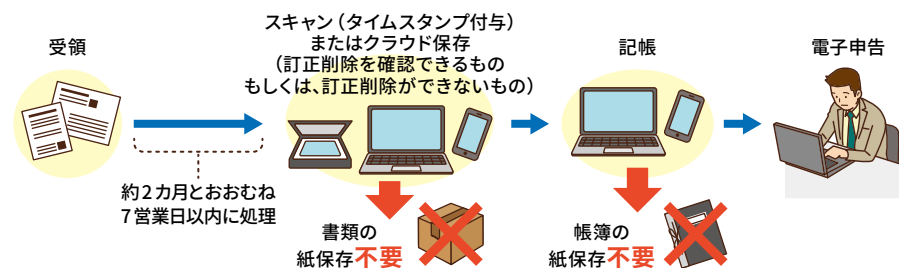
● (2) スキャナ保存

取引相手から受け取った書類等について、一定の期間内にスキャナ等で読み取り、タイムスタンプを付すなど一定の要件を満たせば、電子データによる保存が可能となり、紙保存が不要となる制度。

対象となる 書類

- 取引相手から受け取った書類
- 自社が作成して取引相手に交付する書類の写し
(契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書等)

➡ 上記により、一連の経理業務をデジタル化することができます。



● (3) 電子取引データの保存

2024年1月1日から、電子メールの添付ファイル等で送付・受領した請求書等は、原則として③改ざん防止措置、⑥検索機能の確保といった保存要件に従った電子データの保存が必要になる予定でしたが、令和5年度税制改正により、中小企業の経理実務を考慮して、P.37のとおり要件が緩和されます。

対象となるデータ

● 電子データにより送付・受領した請求書、領収書、契約書、見積書等

(ただし、内容が同一である書面も受領しており、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合は、書面の保存のみで可)

- ✓ 電子メールの本文や添付ファイルで送付・受領した請求書等
- ✓ ショッピングサイトで購入した商品のサイトなどからダウンロードした領収書

保存要件

● ③改ざん防止措置

データが改ざんされていないという真実性を確保する観点から求められている要件です。具体的には以下のいずれかを措置する必要があります。

- ✓ タイムスタンプが付与されたデータを受領する、または自社がタイムスタンプを付与する
- ✓ 訂正や削除の履歴が残る(もしくは、訂正削除ができない)システムを利用する
- ✓ **改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る**

→事務処理規程のサンプルが国税庁から公表されています。詳しくは[国税庁のHP](#)をご確認ください。



国税庁HP

事務処理規程のイメージ

電子取引データの訂正
および削除の防止に関する
事務処理規程

第一章 総則
目的
(第1条)
適用範囲
(第2条)

● ⑥検索機能の確保

「日付・金額・取引先」で検索できるようにする要件です。システムを導入していなくても、以下のような方法で検索機能を確保できます。

■表計算ソフト等で索引簿を作成し、当該ソフトの検索機能により検索(イメージ)

連番	日付	金額(円)	取引先	備考
1	20240131	110,000	(株)高橋商店	請求書
2	20240210	330,000	山田工務店(株)	注文書
3	20240228	330,000	山田工務店(株)	領収書
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
49	20241217	220,000	(株)高橋商店	請求書
50	20241227	55,000	山田工務店(株)	領収書

■ファイル名に「日付・金額・取引先」を入力し、事業年度別など特定のフォルダに集約し、フォルダの検索機能により検索(イメージ)

20240131_110000_(株)高橋商店.pdf
 20240210_330000_山田工務店(株).msg
 20240228_330000_山田工務店(株).pdf
 20241217_220000_(株)高橋商店.msg

令和5年度税制改正による要件緩和(多くの中小企業が従前の保存方法で良いことに)

令和5年度
税制改正

中小企業の経理実務を考慮して、下記のとおり要件が緩和されます。

対象		③改ざん 防止措置	⑥検索機能 の確保	その他の主な要件
全ての事業者	原則	必要	必要	
	例外	必要	不要	・出力書面を日付等ごとに整理して保存(2年前の売上高5,000万円以下の事業者は出力書面の保存も不要) ・税務職員から求められた際にデータで渡す(データを消去しない)
相当の理由により システム対応が 間に合わなかった事業者等	猶予 措置	不要	不要	・出力書面の保存 ・税務職員から求められた際にデータで渡す(データを消去しない)

具体的には、システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者については、上記③⑥の要件が不要となり、「出力書面を保存」、「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、多くの中小企業が従前の保存方法のままで良いこととされます。

その他、上記のとおり一定の要件を満たした場合に、「検索機能の確保」が不要となる例外措置が設けられる見込みです。

● 経理業務のデジタル化に向けて

電子インボイスに対応した受発注システムや、電子帳簿保存法に対応したクラウド会計ソフト等を使えば、インボイス対応に係る手間や、電子取引のデータ保存に係る手間を省くことができます。これを機に、ぜひ経理業務のデジタル化に取り組みましょう。

なお、中小企業のバックオフィス業務のデジタル化を推進するため、政府は、中小企業におけるITツールの導入に対し、「IT導入補助金」を用意しています。デジタル化基盤導入類型では、会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト等の購入費やクラウド利用料(最大2年分)のほか、PC、タブレット、スキャナー、レジ・発券機等のハードウェアの購入にも利用できますので、ぜひご確認ください(補助額上限350万円/下限なし)。

詳しくは[同補助金のHP](#)をご確認ください。



IT補助金HP

問い合わせ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター



0570-666-424
(通話料がかかります)

IP電話等からのお問い合わせ先
TEL.042-303-9749【受付時間】9:30から17:30(土日祝除く)



デジタル化を
進めましょう

⑤端数処理のルール

消費税額等を計算する際、1円未満の端数は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」などいずれの方法で行ってもよいことになっています。これについて区分記載請求書では、消費税額等の記載が必須でないため、端数処理のルールは定められていませんでしたが、インボイスでは消費税額等を記載しなければならないため、**1つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行うこととされました。**

具体的に見ていきましょう。左側④は、まず消費税率ごとに売上総額を出し、それに対する消費税額を計算しています。税率ごとに端数処理は1回だけ行うことになります。

一方、右側⑤は商品ごとに消費税額を算出し、その都度、端数処理を行っていますが、インボイス制度導入後、こうした計算方法は認められなくなります。

現在、明細行ごとに端数処理等を行っている場合は、請求書等に係るシステムの改修が必要となりますのでご注意ください。

④ 1つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行う場合

請求書		
東京商店(株) 御中 2024年11月1日		
10月分(10/1～10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉※	5,000円
10/1	牛肉※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税8,416円)	
10%対象	60,000円(消費税5,454円)	
8%対象	40,000円(消費税2,962円)	

※印は軽減税率対象商品 (株) 大阪商事 登録番号 1234...

消費税等の端数処理は、インボイス単位で、税率ごとに1回行います。

10%対象: 60,000円 × 10/110 ≒ 5,454円

8%対象: 40,000円 × 8/108 ≒ 2,962円

⑤ 個々の商品ごとに端数処理している場合

請求書		
東京商店(株) 御中 2024年11月1日		
10月分(10/1～10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉※	5,000円
10/1	牛肉※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税8,380円)	
10%対象	60,000円(消費税5,439円)	
8%対象	40,000円(消費税2,941円)	

※印は軽減税率対象商品 (株) 大阪商事 登録番号 T1234...

商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等とすることはできません。

10%対象: 2,000円 × 10/110 ≒ 181円
 ⋮
 合計 5,439円

8%対象: 5,000円 × 8/108 ≒ 370円
 8,000円 × 8/108 ≒ 592円
 ⋮
 合計 2,941円

令和5年度税制改正対応版
 中小企業・小規模事業者のための
 インボイス制度対策

V

消費税の納付

①売上・仕入に係る消費税額の計算方法

● 売上・仕入に係る消費税額の計算

消費税の納付額は売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を差し引いて算出しますが、売上に係る消費税額や仕入に係る消費税額の計算には2種類の方法があります。1年間の総売上・仕入(税込)から税額を割り戻して計算する「割戻し計算」と、売上・仕入の都度発生する税額を足していく「積上げ計算」です。

インボイス制度導入後は、この「割戻し計算」と「積上げ計算」のどちらかを選択することができます。

計算方法
(イメージ)

割戻し計算: 税込の売上・仕入額 $\times 10/110$

積上げ計算: インボイスに記載した消費税額等の合計額

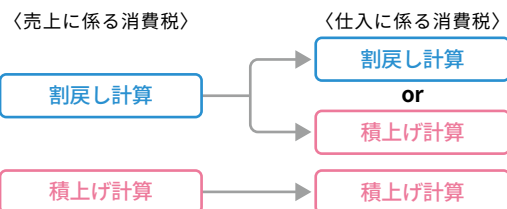
■消費税率10%の商品を3人の顧客に販売した場合



①割戻し計算の場合 $(3,000円 + 4,000円 + 5,000円) \times 10/110 = 1,090.9\cdots$

②積上げ計算の場合 $272円 + 363円 + 454円 = 1,089円$ **1,090円**

ただし、インボイス制度導入後、売上で割戻し計算を選んだ場合、仕入では、割戻し計算と積上げ計算のどちらでも利用できますが、一方で、売上で積上げ計算を選んだ場合は、仕入も積上げ計算にしなければならないので注意が必要です。



②仕入税額控除の経過措置

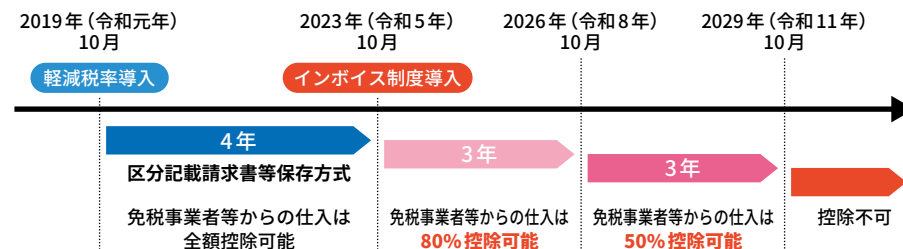
● 免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置

インボイス制度導入後は、免税事業者等からの仕入は、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、制度導入から6年間は経過措置が認められています。2026年(令和8年)9月30日まででは、免税事業者からの仕入の80%は控除できます。その後、2029年(令和11年)9月30日まででは免税事業者からの仕入の50%が控除できます。なお、インボイス発行事業者に登録していない課税事業者からの仕入についても同様です。

この経過措置を受けるためには、①区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等、②経過措置を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

《免税事業者等からの仕入に係る経過措置》



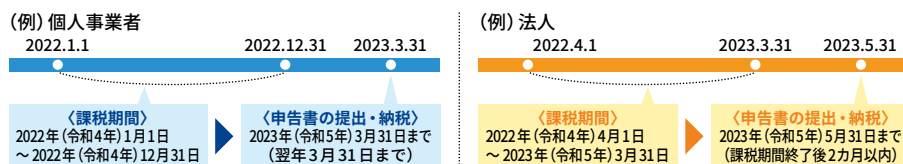
経過措置を受けるには、帳簿には、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入」などと記載する方法のほか、経過措置の適用対象となる取引に「※」などの記号を付け、別途、「※は80%控除対象」などと記載する方法があります。

総勘定元帳(消耗品費)					総勘定元帳(消耗品費) ※は80%控除対象				
2023年	摘要	税区分	借方(円)		2023年	摘要	税区分	借方(円)	
11 15	札幌商事(株) 作業機器	10%	55,000		11 15	札幌商事(株) 作業機器	10%	55,000	
11 20	仙台商店(株) 衛生用品 80%控除対象	10%	22,000		11 20	仙台商店(株) 衛生用品 ※	10%	22,000	
11 20	(株)名古屋商事 梱包用資材	10%	27,500		11 20	(株)名古屋商事 梱包用資材	10%	27,500	
11 30	広島商店(株) 文房具 80%控除対象	10%	44,000		11 30	広島商店(株) 文房具 ※	10%	44,000	
11 30	福岡商事(株) 作業台	10%	88,000		11 30	福岡商事(株) 作業台	10%	88,000	

③消費税の納付方法

● 消費税の申告と納付の期限

個人事業者の場合、課税期間は1月～12月であり、申告書提出と納税は翌年の3月31日までに行わなければなりません。法人の場合、課税期間は様々ですが、いずれも課税期間終了後2カ月以内に申告書提出と納税を行わなければなりません。



● 納付方法

消費税の納付方法は以下のとおりです。

(1)窓口納付

従来からある一般的な方法です。自宅や事務所に届いた納付書に金額を書き込み、金融機関が税務署の窓口にて、現金で支払います。

(2)ダイレクト納付

e-Taxで電子申告を行い、口座引落しで支払います。初回のみ利用開始手続やダイレクト納付を行う口座の届出が必要です。電子申告後は、e-Taxのシステムで即座に納付できます。

(3)インターネットバンキング等による納付

e-Taxの利用開始手続を行えば、インターネットバンキングでも支払えます。ただしPay-easy(ペイジー)に対応する金融機関に限ります。

(4)クレジットカード納付

インターネット上の「国税クレジットカードお支払サイト」に登録すれば、クレジットカードで支払うことができます。ただし1回の納付額は1,000万円までで、納付額に応じた決済手数料がかかります。

(5)コンビニ納付(QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でQRコードを取得し、コンビニエンスストアで支払うことができます。ただし1回の納付額は30万円までです。

(6)コンビニ納付(バーコード)

税務署で発行されるバーコード付納付書はコンビニエンスストアで支払うことができます。ただし1回の納付額は30万円までです。

(7)振替納税

個人事業者の方なら、事前に口座振替依頼書を提出することで「振替納税」が利用でき、口座引落しで納付することができます。この場合、口座振替日は4月下旬となります。また、一度手続をすると、預貯金口座の変更や振替納税の取止めなどを申し出ない限り、次回以降も振替納税が行われます。

令和5年度税制改正対応版

中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

VI

インボイス導入の際の 注意点と経営力強化

① インボイスを発行できない事業者への対応

● 免税事業者である仕入先との交渉

免税事業者から仕入を行っている本則課税の事業者については、主に次のような対応が考えられます。ただし、簡易課税を選択した事業者については、売上に係る消費税から納税額を計算するため、免税事業者である仕入先との交渉は必要ありません。

● 条件を変えずに取引

免税事業者からの仕入は仕入税額控除ができないため、インボイス制度導入以前と同じ条件での取引では、納税額が増えてしまいます。特に、免税事業者からの仕入が多い場合は、納税額が想定以上に増え、自社の収益に大きな影響を与えるため、注意が必要です。(例えば、多数のフリーライターに執筆依頼する編集プロダクション、ひとり親方に発注する建設業者など)

● インボイス発行事業者になることを提案

インボイス発行事業者になるかどうかはあくまで事業者それぞれが判断することであり、強制はできませんが、免税事業者の仕入先にインボイス発行事業者になるよう提案することは可能です。

● 取引価格の変更は慎重に

仕入税額控除ができないことを理由に、立場の強い事業者が下請など立場の弱い事業者に値下げを強要することなどは、独占禁止法等により問題となります。

取引価格を変更する際は、双方が納得したうえで行うよう注意しましょう。



● 独占禁止法等により問題となる行為

免税事業者等の小規模事業者は、販売先との間で情報量や交渉力の面で格差があるため不利になりやすく、販売先がその立場を利用して、免税事業者等が不利益を被るような要請や強要等を行った場合、優越的地位の濫用として、独占禁止法や下請法等により問題となる恐れがあります。

優越的地位の濫用にあたる行為とは、立場の強い販売先からの要請等を、仕入先である免税事業者等が今後の取引に与える影響を恐れて受けざるを得ないものが該当し、次のようなものがあります。

(1) 取引対価の引下げ

仕入税額控除ができないことを理由に引下げを要請し、形式的な交渉しか行わず、著しく低い価格を設定

(2) 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品や役務の成果物を受け取らない、または正当な理由もなく返品

(3) 協賛金等の負担の要請等

取引価格の据置きを認める代わりに、別途、協賛金や販売促進費等の負担要請や発注内容以外の無償サービスを要請

(4) 購入・利用強制

取引価格の据置きを認める代わりに、この取引以外の商品やサービスの購入、利用を要請

(5) 取引の停止

一方的に著しく低い取引価格を設定し、これに応じない仕入先との取引を停止

(6) 登録事業者となるような懲罰(しょうよう)*等

課税事業者にならなければ取引価格を引き下げるとか、これに応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告 ※強く勧めること

なお、中小企業庁等が独占禁止法等により問題となる行為についてのQ&Aとその事例を公表していますのでご確認ください。



Q&A



事例

● 経費支出の際のルールの社内周知

継続的に取引がある仕入先に対してはP.44のとおり、交渉を行っていくことが必要ですが、単発的な取引の際は交渉することが難しいため、支出先がインボイス発行事業者かどうか事前に確認することを社内に周知するなどの対策を行いましょう。

② インボイス非登録事業者と取引する場合の損益への影響

インボイス制度が導入されるまでは、仕入や経費に含まれる消費税は、原則すべて、仕入税額控除ができますが、インボイス制度導入後は、インボイス発行事業者でない仕入先からの仕入や経費は、仕入税額控除を受けることができません(ただし、仕入税額控除の経過措置(P.41参照)あり)。

これによって損益にどのような影響があるのか、シミュレーションしてみましょう。

雑誌の編集プロダクションが多数のライターに執筆を発注する場合

55人のライター(すべてインボイス非登録事業者)に1回10万円で年間10回の執筆を発注

	① インボイス制度導入前 (2023年9月30日まで)	② インボイス制度導入後 (2029年10月1日以降)
売上	6,600万円	6,600万円
仕入(外注費)	5,500万円	5,500万円
粗利益	1,100万円	1,100万円
消費税納付額※	① 100万円	② 600万円
当期利益	1,000万円	500万円

当期利益が半減

上記のように、①と②で、売上、仕入(外注費)の金額が変わらなくても、インボイス制度導入後は仕入税額控除が受けられなくなる(ただし、経過措置期間は一部)ため、納税額が増加し、当期利益が減少します。この点を踏まえて、売上計画の見直しや固定費の削減など、長期的な損益計画を練り直しましょう。

※消費税納付額の計算

③ $6,600万円 \times 100/110 \times 10\% - 5,500万円 \times 100/110 \times 10\% = 100万円$

④ $6,600万円 \times 100/110 \times 10\% = 600万円$

ただし、仕入税額控除の経過措置があるため、①と②の間(2023年10月1日～2029年9月30日)は、消費税納付額は、①から段階的に②へと増加していきます。

③ 資金繰りに注意

● 納税資金の確保が必要

免税事業者が課税事業者となった場合、特に気をつけなければならないのが、消費税の納税資金です。免税事業者であった時と同じように、売上のほとんどを仕入や物品購入などに使ってしまうと、納税時に資金が足りなくなる恐れがあります。

消費税を滞納してしまうと、延滞税の発生によりさらに資金繰りが悪化したり、納税証明書が出ないことによって金融機関からの借入が困難になったり、取引先等からの社会的信用を失ったりすることになりかねません。

納税資金を確保するためには、金融機関の「納税準備預金」や「任意の中間申告制度(※)」を活用することが有効です。

※任意の中間申告制度

前回の確定消費税額(地方消費税額を含まない)が48万円以下の事業者は、原則、中間申告の義務はありませんが、任意に中間申告書を提出し、納税することができます。中間申告税額は、前回の確定消費税額の2分の1、もしくは仮決算により算出された納税額で、地方消費税も合わせて納付します。分納することで、1度に全額納めるより、資金負担が軽減できます。

● 商工会議所への相談

商工会議所では、資金繰り改善に向け、各種経営相談等を行っています。まずは地域の商工会議所へご相談ください。相談は無料です。秘密は厳守いたしますので、ご安心ください。



④ インボイス導入を契機とした経営の見直し

● 適正な利益の確保

免税事業者は、インボイス制度導入後も免税事業者のままでいると、販売先から取引を見直され、受注機会を喪失したり、それによって売上が減少したりする可能性があります。また、課税事業者にとっても仕入先が免税事業者のままでいると、消費税負担が増加し、利益が減少します。したがって、インボイス制度導入を機に自社の経営を見直し、利益を確保する方策を講じる必要があります。

インボイス制度の導入で、売上や仕入に係る消費税が明確になるため、消費税の転嫁がしやすくなる面もあります。販売先の業界動向や業況、競合他社の販売価格、自社の仕入コスト等を勘案し、本体価格を見直すなど、適正な利益の確保に努めましょう。

参考① 価格転嫁を円滑化するための官民連携の取組み
(パートナーシップ構築宣言)

日本では長年、一般的には発注側の価格交渉力が強く、受注側がコストの上昇を適正に販売価格に転嫁できていない状況が続いており、その結果として大企業と中小企業の格差が生じていることが社会問題となっています。こうした課題を解決するため、官民連携で取り組んでいるのが「パートナーシップ構築宣言」です。

「パートナーシップ構築宣言」とは、取引先との適正な取引を行うことを宣言することで、大企業と中小企業の共存共栄を図ることを目的としたものです。

宣言をすることで、「ロゴマークの使用が可能になる」「一部の補助金について加算措置を受けられる」等のメリットもあることから、自社で宣言することや取引先への周知をご検討ください。

詳細につきましては、[日本商工会議所HP](#)および[プロモーション動画](#)をご覧ください(P.53参照)。

参考② 販路開拓のための政府支援施策
(小規模事業者持続化補助金)

小規模事業者の販路開拓を支援するための政府施策である令和4年度第2次補正予算・小規模事業者持続化補助金では、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者を対象に、すべての枠で一律に補助上限額50万円を上乗せされます(最大250万円補助)。

商工会議所では補助金申請に関する相談業務を行っていますのでご相談ください。詳しくは[回補助金のHP](#)をご確認ください。



持続化
補助金HP

⑤ 価格表示のルール

● 総額表示義務とは

一般消費者に商品の販売やサービスの提供を行う事業者には、表示する値札やチラシなどに消費税額を含めた価格を表示することが義務づけられています。このルールを総額表示義務といいます。総額表示として認められる価格表示方法は以下のとおりです。

本体価格9,800円、消費税980円、総額10,780円の商品の場合

	10,780円	10,780円(税込)	10,780円(うち税980円)
	10,780円(税抜価格9,800円)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)	
	9,800円(税込10,780円)		

※税込価格が明らかに表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示してもよい

	9,800円(税抜)	9,800円(本体価格)	9,800円+税
---	------------	--------------	----------

免税事業者から課税事業者になった場合に、値札やチラシの価格表示を変えずに後から消費税を徴収することは、総額表示義務の違反となりますのでご注意ください。

● 軽減税率対象の商品がある場合の表示方法

テイクアウトや出前にも対応している飲食店の場合、テイクアウト等(8%)と店内飲食(10%)とで異なる税込価格にすることができます。その際の価格表示は以下の①、②を参考にしてください。

① テイクアウト等と 店内飲食の両方を表示	② テイクアウト等と 店内飲食のどちらかを表示	③ テイクアウト等と 店内飲食を同一の税込価格で表示
MENU 店内飲食(テイクアウト) カレーライス…600円(589円) 焼きそば…650円(638円) ウーロン茶…200円(196円)	MENU ラーメン…770円 チャーハン…660円 ウーロン茶…200円 ※テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。	MENU かけうどん…490円 おにぎりセット…550円 かつ丼…710円 ※テイクアウトの場合、包装代をいただきますので、イートインの場合と同一価格となります。

一方、事業者の判断により、テイクアウト等と店内飲食の税込価格が同じになるように、テイクアウト等の税抜価格を高く設定、または店内飲食の税抜価格を低く設定し、税込価格を統一して③のように表示することも可能です。

インボイス制度 理解度チェックリスト

インボイス制度について理解していますか？下記の内容をチェックしてみましょう。

	チェックする内容	✓	本書の 該当ページ
1	インボイス制度は、2023年(令和5年)10月1日に導入予定です	☐	2・22
2	インボイス制度導入後は、原則として免税事業者等からの仕入について、本則課税による仕入税額控除はできません	☐	2・10・12
3	消費税の納税義務が免除される免税事業者は、基準期間(原則として個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の消費税の課税売上高が1,000万円以下などの要件を満たす事業者です。免税事業者がインボイス発行事業者になるためには、消費税の課税事業者になる必要があります	☐	6・12
4	免税事業者は販売先にインボイスが発行できないことで、取引に影響を及ぼす可能性があります	☐	2・12・16
5	インボイス発行事業者は、販売先にインボイスを発行し、その写しを保存しなければなりません	☐	32・34
6	インボイスには以下の事項を記載しなければなりません ①発行者の氏名または名称 ②登録番号 ③取引年月日 ④取引の内容(軽減税率の対象品目である旨) ⑤税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率 ⑥税率ごとに区分した消費税額等 ⑦受領者の氏名または名称	☐	9・26・27
7	課税事業者であっても、インボイス発行事業者への登録は任意です。例えば、主な販売先が一般消費者である場合、事務処理や事業への影響を十分考慮し、インボイス発行事業者への登録を行わない選択肢もあります	☐	20
8	インボイスを発行するためには、税務署に登録申請し、インボイス発行事業者として登録を受けなければなりません	☐	22・23
9	インボイス発行事業者に登録された内容は、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに公表されます	☐	23・53

	チェックする内容	✓	本書の 該当ページ
10	免税事業者が2029年(令和11年)9月30日の日の属する課税期間までにインボイス発行事業者の登録を受ける場合は、課税期間の途中でも登録を受けた日から課税事業者となり、それ以降は消費税の申告・納付が必要です	☐	24
11	消費税額の計算方法には本則課税と簡易課税があり、どちらかを選択することができます	☐	14
12	記載に間違いのあるインボイスを受け取った事業者は、請求書発行者に修正インボイスの発行を求めなければなりません。自ら修正を行ってはいけません	☐	30
13	インボイス発行事業者以外の者がインボイスを発行することや、インボイスと誤認される恐れのある書類の発行およびインボイス発行事業者が記載内容を偽ってインボイス等を発行することは禁止されています。これらに違反した者は処罰の対象となります	☐	32
14	あらかじめ販売先の承諾を得て、インボイスまたは簡易インボイスの記載事項に係る電子インボイスを提供できます	☐	31・34
15	免税事業者や一般消費者からの仕入について、以下の割合で、仕入税額控除の経過措置が認められています ①2023年(令和5年)10月1日 ～2026年(令和8年)9月30日:80%控除可能 ②2026年(令和8年)10月1日 ～2029年(令和11年)9月30日:50%控除可能	☐	41
16	免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、納税額を売上の2割に軽減する措置(2割特例)が講じられます。(3年間の経過措置) 令和5年度税制改正	☐	18・19
17	要件を満たす中小事業者等における1万円未満の仕入については、インボイスの保存を不要とし、帳簿の保存のみで仕入れ税額控除ができる措置(少額特例)が講じられます。(6年間の経過措置) 令和5年度税制改正	☐	34

参考サイト

インボイス制度について(国税庁)

[インボイス制度特設サイト](#) (詳細はp.54参照)



[適格請求書等保存方式の概要 —インボイス制度の理解のために—](#)



[インボイス制度Q&A](#)



[動画 消費税！今から学ぼう！インボイス塾 全4回](#)



インボイス発行事業者の登録申請について(国税庁)

[適格請求書発行事業者の登録申請手続\(国内事業者用\)](#)



[適格請求書発行事業者の登録申請書](#)



[記載例\(個人事業者用\)](#)



[記載例\(法人用\)](#)



[ご注意いただきたい事項](#)



e-Taxによる登録申請手続



登録事業者の確認等(国税庁)

[適格請求書発行事業者公表サイト](#)



[財務省Q&A](#)



日本商工会議所

[今すぐ確認！消費税軽減税率制度対策 フォローアップ編](#)



[今すぐ確認！消費税軽減税率制度対策 経理処理編](#)



[パートナーシップ構築宣言とは](#)



[パートナーシップ構築宣言プロモーションビデオ](#)



本冊子

[令和5年度税制改正対応版 中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策](#)



問い合わせ先

国税庁 軽減・インボイスコールセンター
(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



0120-205-553

【受付時間】
9:00から17:00(土日祝除く)

参考サイト

インボイス制度特設サイト(国税庁)

国税庁のホームページで特設サイトを設けて
様々な情報が提供されています。

特設サイト



特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

インボイス制度 公表サイト

新着情報

登録申請書等に係る通知までの期間の目安に
6月21日
「オンライン説明会」の様様(「導入編」)を掲載しました。消費税の申告をしたことがない方や登録時のポイントをお知りになりたい方は、ぜひご覧ください。

登録された事業者情報を確認したい
「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で
「登録番号」を基に検索することができます

税務署主催説明会や
オンライン説明会に
参加したい

インボイス制度の説明会
説明会のご案内は
こちらから

税をサポートする「登録申請相談会」を開催中!詳細は

制度の疑問点をチャット
ボットやコールセンター
に質問したい

請求書
制度の概要

お問合せが多い
質問等随時更新
Q&A

取扱通達

e-Tax

申請手続

軽減・インボイスコールセンター
インボイス制度に関する一般的なご質問
やご相談を受け付けています。
フリーダイヤル
0120-205-553(無料)
9:00~17:00(土日祝除く)

登録を受ける
予定の方

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!

- e-Tax で登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます!
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます! 電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!

個人事業者の方はスマートフォンからでも **e-Tax** で申請できます。
e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

仕入先がインボイス発行事業者かどうかを確認する際の様式の見本



様式(Word形式)▶

20 ●●年●●月●●日
●●●●●●●●御中

会社名 ●●●●●●●●
部 署 ●●●●●●●●

適格請求書発行事業者登録番号に関するお願いについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、
適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施が予定されております。当社の仕入税額控
除の要件として、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書(以下、インボイス)の保存
が必要となります。また、売手である貴社は税務署長に申請をし、登録番号(以下、インボ
イス番号)の交付を受けることでインボイスの発行をすることが可能になります。

こうしたことから、当社の制度開始までの準備の都合もありますので、貴社のインボイス番
号に関する情報について、弊社までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 貴社インボイス番号に関するお願い
《インボイス番号を取得済みの場合》
貴社のインボイス番号を以下の弊社担当まで、ご連絡ください。
《インボイス番号の取得がまだの場合》
2023年●●月●●日までに登録申請をしていただき、2023年●●月●●日までに貴社のイン
ボイス番号を以下の弊社担当まで、ご連絡ください。
《インボイス番号を取得する予定がない場合》
課税事業者ではないことを理由にインボイス番号を取得する予定のない場合は、
その旨、以下の弊社担当までご連絡ください。
- 本件担当
部 署 名
担 当 者
住 所
電話番号
メールアドレス

なお、免税事業者の方が登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
詳しくは、以下の国税庁 HP をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



以上

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

**令和5年度税制改正対応版
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策 [第3版]**

発行日：2022年3月 初版
発行日：2022年9月 第2版
発行日：2023年3月 第3版

発 行：日本商工会議所 中小企業振興部

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル

<https://www.jcci.or.jp>

本書は、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保证するものではありません。また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。